

早急にご対応ください

取引主体識別子 (LEI) を取得する時です

世界的に規制の導入が進む中で、近い将来、LEIの報告対象となる店頭デリバティブ取引の範囲が広がります。多くの場合、アジアの取引主体にも適用される見通しです。米欧を含む他地域の規制当局も、市場参加者に対してLEIの取得を義務付けています。大企業から小企業まで、すべての企業が規制順守のために行動が必要な時です。

LEIとは

LEIとは、金融取引に参加する取引主体を識別するために国際標準化機構

(ISO¹) が定めた、独自の20桁の英数字です。一度取得したLEIは、当該取引主体に恒久的に紐付けされます。自然人のLEIに関しては、特別ルールが適用されます。詳細情報はこちらのサイト (www.gleif.org) をご参照ください。

LEI規制の適用範囲

LEIのグローバルな導入を促すG20宣言²に基づき、G20の規制当局は取引主体に対してLEIの取得を既に義務付けたか、今後義務付ける方針です。主な規制当局は以下の通りです。

欧州

- 多くの場合、欧州市場インフラ規制(EMIR)³並びに金融商品市場指令の改正及び金融商品市場規制(MiFID II/MIFIR)⁴はEU以外の市場参加者にも影響します。

北米

- 米商品先物取引委員会(CFTC⁵)
- 米証券取引委員会(SEC⁶)
- 一部のカナダの州規制当局⁷

アジア

- インド中央銀行(RBI^{8,9})
- 豪証券投資委員会(ASIC¹⁰)
- 香港金融管理局(HKMA) / 証券先物事務監察委員会(SFC¹¹)

グローバル

- 金融安定理事会(FSB)、市場インフラ委員会(CPMI)、証券監督者国際機構(IOSCO)の一部の提言において、LEIの利用が要請されています¹²。

世界LEI協会(GLEIF)は、LEIの利用を義務付ける規制及び利用を推奨するグローバルな取り組みの一覧を提供しています (<http://isda.link/gleifregs>)。

今、LEIの取得が必要とされる理由

今後の規制導入スケジュールや時限措置の期限到来を踏まえると、アジアの市場参加者はさまざまな状況においてLEIの取得が必要になります。

- ASICの適用除外措置¹³の失効に伴い、**2019年4月1日**以降、取引情報蓄積機関に取引情報を送信する際に、LEIを最優先の識別子として明記する必要があります。
- HKMA/SFCは**2019年4月1日**以降、第一段階の終了に伴い、顧客にLEIを要請するプロセスを導入する方針です。報告取引主体は、この期限までにLEIを用意する必要があります¹⁴。
- RBIの規制に基づき、**2019年4月30日**から始まる段階的導入スケジュールにおいて、LEIを取得した取引主体だけが発行体又は売買主体として、国債市場、短期金融市場、デリバティブ以外の外国為替市場において取引が認められます⁹。

LEIの取得方法

LEIの発行機関

(<http://isda.link/gleifissuelei>)、又は取引相手先企業の営業担当者にご連絡ください。申請後、概ね24~48時間以内にLEIが発行されます。登録費用は発行機関によって異なり、平均100米ドル程度です。更新費用として平均65米ドル程度の負担が求められます。

LEIを維持する必要があるのか

必要あります。各取引主体はデータの正確性を確保するため、年に一度LEIの再認証を受けるよう求められています。

LEI規制の適用対象

規模にかかわらず、以下を含む取引当事者がLEIの取得を既に義務付けられているか、今後義務付けられます。

- LEI規制監視委員会が「伝統的な法解釈上、法人ではないか法人格を有していない場合を含み、LEIの解釈上の(すなわち、LEIの取得資格を有する)法的主体」として指定する「サブ・ファンド又はコンパートメント」¹⁴。
- ASICの規制に基づく非報告の取引主体、受益者、清算会員、ブローカー。
- インドの店頭市場におけるルビー建ての金利デリバティブ、為替デリバティブ、クレジット・デリバティブの参加者⁹。
- 国債市場、短期金融市場、デリバティブ以外の外国為替市場を含む、RBIの規制対象のデリバティブ以外の市場における一部の取引の参加者⁹。
- EUの取引主体と取引する非EUの取引主体。
- EUの取引主体に対して株式の発注を行う、原顧客(ファンド/サブ・ファンド)の代理で裁量権に基づき行為する資産運用会社、委託を受けた取引主体、取引助言会社(意思決定者)。MiFID IIでは意思決定者にLEIが必要であり、EMIRでは原顧客(ファンド/サブ・ファンド)にLEIが必要。

その他のご質問

ISDA

ISDADataReporting@isda.org
www.isda.org

GLEIF

Info@gleif.org
www.gleif.org

GFMA

LEInfo@gfma.org
www.gfma.org